

序 ― 「壁」はどこにあるのか？

― 戦争・難民・記憶のポリティクスに向けて

伊地知紀子

<要旨>

現代世界に巻き起こる戦争、難民、記憶をめぐる諸相について、加害／被害、受入／移住、正史／野史といった二項対立軸で分析論述することには困難がともなう。そもそも、この二項は、戦争が起こされ、難民が生み出され、これらをめぐる記憶が形作られる際に要請されるカテゴリーである¹。例に挙げた二項は、構造的には前者が優勢であり、後者は劣勢であることはいうまでもない。

これら、戦争、難民、記憶は、いずれも大きな課題であり、人類学や社会学において日本語による研究成果も増えてきている。前提として、帝国主義、植民地支配、ポストコロニアリズムをめぐる議論がグローバル化のなかで生まれ、より具体的な様相へと展開してきた潮流があることは論を待たない。「記憶」を例にとっても、1929年のアルヴァックスによる集団的記憶研究が脚光を浴びたのは1980年代である。ホブズボウムやアンダーソンを嚆矢とする「伝統」や「国民国家」への問いが、1990年代新自由主義が席卷する世界のなかでこれらの課題を発見したともいえるだろう。それぞれの課題をめぐる、構造的問題を分析するマクロレベルの研究や、個別の事例に基づくミクロな実証研究に向けて多様なアプローチを設定することは可能である。こうしたなかで、本特集の執筆陣による問いは、これらマクロとミクロの両者をつなぐ社会性や共同性はいかに捉えうるのかというものだ。

冒頭で例示した二項に分類される対象の選別基準は時代や社会に拘束されており、いずれの側も正当性を主張しうるものであるが、完全に分離対立しているのではなく折れ目に深浅のあるひだのようでもある。日常の現実では幾重にも織り込まれていき、時間の幅が広くなるにつれ、そのひだすら見いだせなくなりかねない。そこで、こうしたひだをあえて本特集では「壁」とした。「壁」は法制度、知識、社会意識、発話、ふるまい、判断、社会関係などいたるところに立ちはだかる。これらの「壁」は、構造的優勢側によって立てられるほうが劣勢側が立てるよりもはるかにハードである。しかし、前者とて時代や社会の変化に対応せざるをえない局面においては「壁」の質や高さを変更せざるをえない。本特集では、各自のフィールドにおける「壁」をはさんでの折衷、妥協、融合の諸側面に向き合う様を捉えることを狙いとしている。

キーワード：戦争、難民、記憶、ポリティクス

IJICHI Noriko 大阪市立大学大学院文学研究科 ijichi@lit.osaka-cu.ac.jp

1 ここで「記憶」とは、ベン＝アリのいう「社会的記憶」に近いが、本特集のベースとなっている研究会での今後の報告および議論が待たれるので、ここでは「記憶」のままとする〔ベン＝アリ 2010〕。

戦争、難民、記憶は、いずれも大きな課題であり、人類学や社会学において日本語による研究成果も増えてきている。前提として、帝国主義、植民地支配、ポストコロニアリズムをめぐる議論がグローバル化のなかで生まれ、より具体的な様相へと展開してきた潮流があることは論を待たない。「記憶」を例にとっても、1929年のアルヴァックスによる集団的記憶研究が脚光を浴びたのは1980年代である。ホブズボウムやアンダーソンを嚆矢とする「伝統」や「国民国家」への問いが、1990年代新自由主義が席卷する世界のなかでこれらの課題を発見したともいえるだろう。それぞれの課題をめぐり、構造的問題を分析するマクロレベルの研究や、個別の事例に基づくミクロな実証研究に向けて多様なアプローチを設定することは可能である。こうしたなかで、本特集の執筆陣による問いは、これらマクロとミクロの両者をつなぐ社会性や共同性はいかに捉えうるのかというものだ。

戦争、難民、記憶をめぐる諸相について、加害／被害、受入／移住、正史／野史といった二項に分類される対象の選別基準は時代や社会に拘束されており、いずれの側も正当性を主張しうるものであるが、完全に分離対立しているのではなく折れ目に深浅のあるひだのようでもある。日常の現実では幾重にも織り込まれていき、時間の幅が広くなるにつれ、そのひだすら見いだせなくなりかねない。そこで、こうしたひだをあえて本特集では「壁」とした。この「壁」とはどのようなものなのかを検討するにあたり、現代日本社会が経験している具体的な事例を次に取り上げてみよう。

2016年5月24日、日本では「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（別称：ヘイトスピーチ規制法）が成立施行された。本法は理念法であり罰則規定はないものの、人種差別を禁止する法律も、在日コリアンや被差別部落出身者など不特定多数の人びとに対する差別、侮辱、憎悪の表明やその煽動を規制する法律もなかったことを鑑みれば大きな変化であった²。実は、2002年に人権擁護法案が国会に提出されたことがある。これは、1995年から2004年までの「人権教育のための国連10年」への対応が必要となり、小泉内閣によって提出されたものだ。「人権教育のための国連10年」とは、冷戦後の地域紛争や国家による大虐殺の根底に民族差別や偏見があると規定し、ルワンダ虐殺の翌年に提唱されたものだ。これを受けた日本政府の反応は、日本は国家による虐殺や民族浄化といった人権侵害とは無縁な国であり、本法案をめぐって人権侵害に対する規制や罰則が言論弾圧にもなるといった議論が出るなどした結果、翌年の衆議院解散により廃案になった。

しかし、ちょうどこの頃から、日本国内ではヘイトクライムが急速に増加していった。日本において「ヘイトスピーチ」という言葉が広く知られるようになったのは、2013年である。日本は、1995年に人権差別撤廃条約に加入しているが、差別言動に対する法規制にかかる第4条a項およびb項に留保を付している。2009年、京都朝鮮第一初級学校襲撃事件を起こした「在日特権を許さない市民の会」（以下、在特会）は京都朝鮮学園に

2 本法が該当する者を「本邦外出身者」とすることにより、アイヌ民族や沖縄人、被差別部落民が対象から外れるという課題は残ったままである。

より提訴され、2013年に敗訴が確定した。在特会のこの行動を「人種差別」と明確に規定した判決は大きく報道され、日本社会においてヘイトスピーチという差別行為の問題性がようやく世間に認知されることとなったのである。裁判は在特会側が控訴・上告したが、高裁による京都朝鮮学園側の勝訴が確定している。この間、在特会は相も変わらず鶴橋や新大久保をはじめとして各地でヘイトスピーチを繰り広げたが、その声を封じるためのカウンター行動に参集する市民の数も増えていった。在日コリアンをはじめとする在日外国人の多住地域を中心として継続するヘイトクライムをめぐって生まれた対抗的な動きが、法規制へと向かっていった。その結果、国会でヘイトスピーチ規制法が成立するに先立ち、2016年1月15日大阪市ヘイトスピーチ対処条例が成立した。これは2014年以降の各地方議会、都道府県議会でのヘイトスピーチの法規制を国に求める意見書が相次いで採択された流れを受けている。ただ、この動きは構造における劣勢側による運動によってのみ達成されたといえない側面がある。

在特会によるヘイトスピーチを「人種差別」とする判決が出た同じ年、2020年夏季オリンピックが東京で開催されることが決定された。安倍首相は、参議院予算委員会でヘイトスピーチについて問われ、「一部の国、民族を排除する言動があるのは極めて残念なことだ。日本人は和を重んじ、排他的な国民ではなかったはず。どんなときも礼儀正しく、寛容で謙虚でなければならないと考えるのが日本人だ」と述べた³。その後、自民党内でヘイトスピーチ対策等に関する検討プロジェクトチームが結成され、状況把握へと入っていった。各自治体議会で意見書が採択された経緯はさまざまあるが、さいたま市議会は「2020年には東京五輪・パラリンピックが開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。法整備を速やかに行うことを強く求める」と意見書に記載している⁴。つまり、ヘイトスピーチ被害者の救済よりも対外的な体面が前面に出た判断であった。これは、安倍首相の発言と同様である。結果として、前述したように課題は残ったもののヘイトスピーチ規制法は成立した。

京都朝鮮学校襲撃事件以外にも各地で訴訟が起こされてもなお静まる様子のないヘイトスピーチを受ける人びとにとって、ヘイトスピーチ規制法が成立したこと自体、一定評価されるものである。しかし、ここにはジレンマがある。最も頻繁に被害者となる在日コリアンにとって、自分たちがヘイトスピーチで撒かれる差別言動の対象となる根底には日本による植民地支配があるにもかかわらず、法規制をめぐる論議にこうした点についての考慮は全くない。同様のジレンマは、すでに京都朝鮮学校襲撃事件裁判の過程でも生まれていた[中村 2014]。在日コリアンの、しかも日本政府から差別的対応を受けている朝鮮学校の被害を日本の司法が裁くことになるからだ⁵。居住国で起きた被害を近代司法制度に基づき裁くこと自体、システムとしては問題には見えないかもしれない。しかし、選挙権も被選挙権もなく自分たちの声を居住国の政治に反映させる回路から外されている在日コリアンにとって、公平性が担保されるのか懐疑的にならざるをえない。それでも、現時

3 朝日新聞 2013年5月7日付。

4 毎日新聞 2014年12月20日付。

点でとりうる選択肢として被害側は提訴に踏み切ったのだった。

ここまで述べてきたことをあらためてまとめると、次のようにいえるだろう。「壁」は法制度、知識、社会意識、発話、ふるまい、判断、社会関係などいたるところに立ちはだかる。これらの「壁」は、構造的優勢側によって立てられるほうが劣勢側が立てるよりもはるかにハードである。しかし、前者とて時代や社会の変化に対応せざるをえない局面において、「壁」の質や高さを変更せざるをえない。本特集では、各自のフィールドにおける「壁」をはさんでの折衷、妥協、融合の諸側面に多様な個人が共同することにより向き合うさまを捉えようというものだ。事例として取り上げたヘイトクライムにみられるような排斥運動は、世界各地で起きている。昨今のシリア難民をめぐるEUが受容か排除かで揺れ動いているが、ドイツ国内での反応に見られるように、受け入れられたとしても一定の生活を送れるまでには、人びとの前には幾重にも「壁」が立ちはだかつていく。かつて宗主国であった地域へ被植民地の人びとが移動する流れは、帝国の支配史とともに形成されてきた。こうした流れのなかで立ち現れる「壁」について、2016年10月29日に第一回研究会「「壁」はどこにあるのか？」を開催した。これは、サブタイトルとした「戦争・難民・記憶をめぐるポリティクス」を上位テーマとするインフォーマルな集まりである。本特集の執筆者は、この第一回研究会での議論を踏まえ、「壁」をめぐる幾重にもからまる対応の諸相を、それぞれのフィールドでの文脈から考察する。なお、本特集は3本の論文からなる。

この特集の各論文および現地報告を概観しておこう。

瀬戸徐映里奈論文は、「外国人」として日本社会から他者化され、周縁に追いやられがちなベトナム人住民が、都市近郊部の耕作放棄された農地を活用するにいたるプロセスに着目することにより、日常の生活領域における社会関係のなかでの「壁」の乗り越え方を分析している。本論文の調査対象地である姫路市は、ベトナム難民の受け入れ地域であり、移住当初の住まいである公営住宅を出て一戸建てを購入する人びとも現れている。定住がすすむなか、日々の食事を彩る食材について彼らは、故郷の味を再現する可能性を見いだすべく入手経路を探し、さらには自ら栽培するという実践に出る。他方、彼らが住まう地域では農地が多数残存しているものの、人手不足や高齢化に伴い農業を維持できず耕作放棄地が増加する現状にある。そもそも、日本において外国人による農地取得については、農地法第3条の要件を満たし、出入国管理および難民認定法による「永住者」、「日本人の配偶者」等の在留資格を有していれば可能である。

5 朝鮮学校は、解放後日本にとどまった朝鮮人が植民地期に抑圧された言葉を学ぶ場として始まった。日本政府は学校教育法における一条校とは認めず、法制度上は各種学校となっている。そのため、通学履歴を学歴とみなされず、運営交付金も日本政府から支給されていない。歴史的経緯をふまえ各自治体の裁量で補助金が支給されてきた。しかし、2010年から施行された「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下、高校無償化）の実施にあたり、朝鮮民主主義人民共和国との関係を取りざたされ適用外とされたことから、大阪府市ではそれまで支給してきた補助金を停止した。現在同様の問題をめぐり、東京・名古屋・大阪・広島・福岡で国または各関係自治体に対して朝鮮学園あるいは卒業生が原告となり裁判係争中である〔朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪HP〕。

制度上可能であるからといって、実際の対面関係において貸借がスムーズにいくわけがないことは、本論文の事例からも明らかである。では、具体的な生活の現場において、いかにして貸借は可能となり、ベトナム人住民と地域住民との間にいかなる社会関係が創出されたのか。ベトナム人住民の食という観点から現象を捉える際に、可視化されやすいエスニック・ビジネスのような集団的組織的に把握しやすい事例とは異なり、本論文は市場経済からはとりこぼされる日常での微細なやりとりを丁寧に描き出す。そこから見えてくるのは、ベトナム人住民が地主からの信頼を得ることで自分たちの生活空間を少しずつ創り出すのみならず、貸与された農地で栽培されたものを媒介として、休耕地を活かすことができた地主をさらにベトナムの食体験へと巻き込んでいく姿勢である。ここに見られるのは、地域住民とベトナム人住民双方に重なる壁（農地の貸し借り）と重ならない壁（休耕地問題と食料調達）が社会関係の形成過程のなかで変質していくさまである。

高誠晩論文は、台湾2・28事件に巻き込まれ「犠牲」になった沖縄南方に位置する南西諸島出身の行方不明者の家系記録分析をとおして、紛争後を生き抜く人びとのローカルな知と実践の潜在的可能性を提示する。台湾2・28事件に在台日本人および南西諸島出身者、朝鮮半島出身者、そして沖縄の人びとが巻き込まれ、犠牲になった史実については、断片的に報告されてきた。台湾における公式の「歴史」に記述されることのなかった外国籍者の被害者の存在が、問題として扱われるようになったのはごく最近のことである。それまで、遺族は不在となった家族について確証はないものの、台湾2・28事件との関連性を伝聞情報で収集し、「位牌」や「厨子甕（ジーシガーミ）」（洗骨後の骨を納める壺）といった家系記録に残し継承してきた。筆者の調査によると、前者と後者には記載に違いが見られるのだ。その違いが生まれるプロセスも、ケースごとに異なる。日本の敗戦後、植民地支配から解放された台湾で起きた2・28事件との関係性が把握できない状態のなかでの家族の行方不明、死そのものを受け入れられない年月、確認する術のないなか、南西諸島の遺族たちは自分たちなりに記録をしていったのである。

他方、行政対応もとる必要が出てくる。「除籍謄本」と1995年以降の台湾政府による過去清算政策のなかで採用された「2・28事件受難者賠償金申請書」である。前者は、日本国民法の規定により失踪宣言裁判を受け、「死亡したものとみなす」日付が決定する。後者において、外国籍者への賠償として初の事例となったケースは、事前に那覇地裁から受けていた「失踪宣告の審判書謄本」が効果を発揮した。ローカルな記載媒体は、こうした場面では参照資料の一つになればよいほうなのである。遺族たちは、経緯が不明な死を水路づけるために公的領域による承認もまた一つ的手段として採用するのである。筆者は、マクロな社会変化のなかで生活圏が分断され、家族の生死の確認が法制度上居住国内においてのみ可能である状況に置かれた人びとが、不明となった死を多元的に定位していくプロセスの複雑さを丁寧に描き出す。その手間ひまかかる作業一つひとつのなかに、遺族、時間、空間、法制度が入り組む壁が生じ、それらをどう乗り越えるのか、取り払うのかを捉えていくことの必要性を示している。

佐々木祐論文は、中南米からのアメリカ合衆国＝「北」への移民に着目し、通過経路となるメキシコにおいて生み出されている特異な空間構成を分析する。中南米から「北」へ

向かう人びとのなかには、移動し続けようとする人びと、通過経路となるメキシコに滞留する人びとがいる。オバマ政権下での不法滞在外国人の国外退去数は過去最高記録であったが、それでも依然この地を目指す人びとが存在している。ただ、移動する人びとの諸相は変化を見せており、単身女性や未成年者の姿が目立つようになっている。こうした人びとの移動経路は麻薬や武器を運ぶルートとも重なっており、「北」にとってのみならずメキシコにとっても周縁的存在と位置づけられる人びとへの多方向からの排除と暴力が集積する地帯ともいえるがゆえに、佐々木はここを「縦深国境地帯」と呼ぶ。

「縦深国境地帯」に流れ込む人びとの、移動への契機は政治や経済要因だけでは測れない。ホンジュラスの事例から見てとれるように、現地での日常における選択肢は犯罪に手を染めるか移民するかが並列に置かれている。そこで、移動を選択し人びとが目指すのは「北」であるが、通過経路の各地に存在する支援のネットワークが選択の意味を変える契機ともなっていることを本論は見いだす。ただ、こうした事態そのものはマクロな構造に規定されているのだが、であるがゆえに移動は人びとに輝きある希望の選択肢として立ち現れ、その光源は「北」だと看做されるという円環を生きることになる。私たちは、政治や経済で捉えがちとなっていた移動を、本論をとおして、暴力とともに見つめ直すことになる。

いずれの論考もそれぞれのフィールドでの資料を提示しながら、現代社会における「壁」の存在、乗り越え方、組み直し方を捉えようと模索している。本特集に向けた研究会で、「壁」を想起させる興味深い経験が紹介された。第一回研究会でアメリカの移民政策について報告した金光敏が、1992年に南アフリカ共和国からジンバブエをローカルバスで通過したときのことだ。国境の検問所で、彼だけがバスから降ろされた。理由は、彼が韓国国籍を有している在日コリアンであり、当時ジンバブエは朝鮮民主主義人民共和国とのみ国交を結んでいた（大韓民国とは1994年に結んだ）。検問所で「おまえはスパイか」と問いただされ、強制送還されそうになったところを南アフリカ共和国の韓国大使館に取り次いでもらい何とか出国した。研究者自身、フィールドに出る際に実はさまざまな「壁」に阻まれたり、それを回避したり、乗り越えようとするのは珍しいことではない。本特集は、諸研究の構想段階をまとめたものであるが、多様な個人による共同性を捉えるために、多様な事例に通底する内的論理とその展開過程を詳述し解析する方向性を模索し、ありうる選択肢を掘り起こし、次なる展開を推察する試みなのである。

＜参考文献＞

- アルヴァックス、モーリス 1989 『集合的記憶』小関藤一郎訳、行路社。
 中村一成 2014 『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件——＜ヘイトクライム＞に抗して』岩波書店。
 ベン＝アリ、エヤル 2010 「戦争体験の社会的記憶と語り」関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、pp.1-21。

インターネット資料

朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪 HP

<http://www.renrakukai-o.net> 2016 年 11 月 30 日閲覧。

**Foreword: Where are the "walls"?
Facing the Politics of War, Refugees, and Memory**

Noriko IJICHI

Keywords: war, refugees, memory, politics

War, refugees, and memory are major themes receiving increasing attention in Japanese anthropology and sociology recently. Globalization—despite producing debates over imperialism, colonial rule, and postcolonialism—does not wait for theorization. Halbwachs's 1929 research on memory did not reach the spotlight until the 1980s, for example. It can also be said that questioning "tradition" and the "nation-state," initially led by Hobsbawm and Anderson, was spawned by neoliberalism's global conquest in the 1990s. Diverse theoretical approaches, from macro-level structural analysis to empiricism based on individual case studies, are possible concerning each of these themes. Within said possibility, this feature investigates the sociality and cooperation that bind the macro and micro together.

The rampant phenomena of war, diaspora, and memory today cannot be reduced to simple dichotomies of aggressor-victim, acceptance-mobility, or official-unofficial history. After all, such dichotomies are not parallel, but are rather categories necessary for understanding process: war breaks out, refugees are produced, and memory of these events is formed. While both sides can make a claim to generational and socially-bound legitimacy, layers of everyday reality are repeatedly interwoven over time, to the point that the dividing creases become hardly perceptible. Here we purposefully refer to such creases as "walls."

Today, "walls" constantly obstruct systems of law, knowledge, consciousness, speech, judgment, and social relationships. "Walls" are much harder to build for the structurally disadvantaged than for the privileged; however, when adapting to social and generational change, even the privileged are forced to alter the character and height of their "walls." This feature aims to interpret processes of compromise, collaboration, and blending over and across "walls" present in diverse sociological fields.